

水戸市立学校における指定学校の変更の要件及び手続に関する要項

平成25年11月18日
水戸市教育委員会教育長告示第6号

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条及び水戸市立学校の学区に関する規則（昭和35年水戸市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、指定学校を変更することができる場合の要件及び手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定学校 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。）の規定により就学すべき学校として水戸市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した水戸市立小学校、中学校又は義務教育学校（以下「水戸市立学校」という。）をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(変更の要件)

第3条 教育長は、次の各号のいずれかの理由により児童又は生徒の保護者が指定学校の変更を希望する場合で、通学の安全が確保できると認めるときは、当該保護者が希望する変更先の水戸市立学校の施設、設備等に応じて収容できる児童又は生徒の数の範囲内で、当該児童又は生徒の指定学校を当該希望する水戸市立学校に変更することができる。

- (1) 地理的な事情
- (2) 身体的な事情
- (3) 家庭の事情
- (4) 教育的な配慮が必要である事情
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当であると認める事情

(小規模特認校の特例)

第4条 教育長は、前条に規定するもののほか、児童又は生徒の保護者が、特色ある教育を推進している小規模校（以下「小規模特認校」という。）に指定学校の変更を希望する場合で、通学の安全が確保できると認めるときは、当該児童又は生徒の指定学校を小規模特認校に変更することができる。

2 小規模特認校は、次の各号に掲げる水戸市立学校とする。

- (1) 水戸市立上大野小学校
- (2) 水戸市立柳河小学校
- (3) 水戸市立下大野小学校
- (4) 水戸市立大場小学校
- (5) 水戸市立国田義務教育学校

3 小規模特認校に指定学校を変更することができる人数、就学条件その他必要な事項は毎年、

教育長が定め、告示するものとする。

(変更の申立て)

第5条 児童又は生徒の保護者は、前2条の規定による指定学校の変更の申立て（以下「指定学校変更申立て」という。）をしようとするときは、指定学校変更申立書（様式第1号）に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合における指定学校変更申立てを、電子情報処理組織（教育長の使用に係る電子計算機と当該指定学校変更申立てをする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。

(1) 第3条第3号に該当する場合であって、当該指定学校変更申立てに係る児童又は生徒の兄弟姉妹が指定学校の変更をしており、当該兄弟姉妹の在学する指定学校と同一の水戸市立学校への指定学校の変更を希望するとき。

(2) 第3条第4号に該当する場合であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 当該指定学校変更申立てに係る児童又は生徒が規則第4条の規定により転校をするものとされる場合において、当該転校前の指定学校への変更を希望するとき。

イ 当該指定学校変更申立てに係る児童又は生徒が、水戸市立小学校に係る指定学校の変更をしている場合であって、当該児童又は生徒の進学に際し指定学校とされる水戸市立中学校の規則別表に定める学区に、当該指定学校の変更を受けた水戸市立小学校の同表に定める学区（以下このイにおいて「変更小学校学区」という。）が含まれていないときで、その学区に当該変更小学校学区を含む水戸市立中学校への指定学校の変更を希望するとき。

3 前項の規定による電子情報処理組織を使用した指定学校変更申立て（以下「電子申立て」という。）をする者は、いばらき電子申請・届出サービスを利用して、次の各号に係る事項を当該電子申立てをする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。ただし、第2号に掲げる事項にあつては、当該事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による提出をすることができる。

(1) 指定学校変更申立書に記載すべき事項

(2) 第1項の規定により指定学校変更申立書に添付することとされている関係書類に記載すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

4 電子申立ては、当該電子申立てに係る事項が、教育長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに、教育長に到達したものとみなす。

(変更の通知等)

第6条 教育長は、指定学校変更申立てがあつたときは、その内容を審査し、指定学校の変更の諾否について、指定学校変更等通知書（様式第2号）により指定学校変更申立てをした者に通知するものとする。

2 教育長は、指定学校の変更をしたときは、学校指定変更通知書（様式第3号）により変更前の指定学校の長に、学校指定通知書（様式第4号）により変更後の指定学校の長に通知するも

のとする。

(変更後の届出)

第7条 保護者は、指定学校が変更された場合において指定学校変更申立ての内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育長に届け出るとともに、教育長の指示に従うものとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(水戸市立小中学校指定変更に伴う要件及び手続に関する要項の廃止)

2 水戸市立小中学校指定変更に伴う要件及び手続に関する要項(平成15年水戸市教育委員会告示第3号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要項の施行の日前に前項の規定による廃止前の水戸市立小中学校指定変更に伴う要件及び手続に関する要項第4条の規定によりなされた指定学校の変更の申立ては、この要項の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成27年水戸市教育委員会教育長告示第2号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年水戸市教育委員会教育長告示第4号)

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年水戸市教育委員会教育長告示第6号)

(施行期日)

1 この要項は、平成29年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第2項の規定は、平成30年4月1日以後の日を期間の初日とする同条第1項の規定による指定学校の変更について適用し、同月1日前の日を期間の初日とする同項の規定による指定学校の変更については、なお従前の例による。

付 則(令和5年水戸市教育委員会教育長告示第3号)

(施行期日)

1 この要項は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要項による改正後の第4条第2項の規定は、令和6年4月1日以後の日を期間の初日とする水戸市立学校における指定学校の変更の要件及び手続に関する要項第4条第1項の規定による指定学校の変更について適用し、同月1日前の日を期間の初日とする同項の規定による指定学校の変更については、なお従前の例による。

3 この要項の施行の日前に作成した様式第1号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和 7 年水戸市教育委員会教育長告示第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要項は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要項の施行の日前に作成した様式第 1 号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。